

# 18 認定農業者への誘導と経営発展支援

## ■ 東讃管内認定農業者 ■

(東讃農業改良普及センター ○岩田昇、柴田裕子、三木紀子)

### ●対象の概要

東讃普及センター管内の5市町のうち、農業経営基盤強化基本構想が作成されている4市町で、認定農業者が認定されている。

経営形態は、水稻と園芸作物や畜産などを組み合わせた複合経営や施設園芸などの集約的な経営である。近年は農外参入企業や新規就農者などの認定も増加してきている。

### ●課題を取り上げた理由

当普及センター管内の認定農業者数は、順調に増加してきたが、平成21年度末をピークに高齢化に伴う規模縮小や病気等の理由により再認定者が減少し、新規の認定者はあるものの、その後は僅かずつ減少してきた。

一方、高齢化による農業者の減少や、新規就農者が伸び悩む管内においては、地域の核となる担い手の確保・育成は当管内の農業振興のうえで重要であることから、市町農業再生協議会と連携し農業経営に意欲ある農業者を認定農業者へ誘導を行う必要があった。

また、認定農業者に対しては農業経営改善計画申請書の目標を達成できるよう、研修や情報提供を行い、経営管理能力の向上支援に取り組んだ。

### ●普及活動の経過

#### 1 認定農業者への誘導

1) 当普及センターでは認定農業者に、スーパーL資金等の制度資金リーフレットや、認定農業者や認定就農者を対象としたパソコン簿記講習会の案内状を配布するなどしているが、同じものを担い手候補の農業者などにも配布し、具体的な支援措置がわかるようにすることで、認定農業者への誘導を図った。

2) 管内農業者の6割が在住する高松市については、高松市農業委員会の広報誌「農業委員会だより」(全農家配布)のうち1ページ分のスペースについて普及センターが提供を受けた。これに優良な経営を行っている認定農業者の記事を執筆・掲載し、経営改善の取り組み経過や経営に対する思い入れを紹介した。

#### 2 農業経営改善計画書作成相談会の実施

各市町農業再生協議会が開催している計画書作成相談会については、2協議会が従来から普及センター栽培技術担当と経営改善担当、市町担当が同席する時間指定の個別面談方式で行っていた。平成23年度から1協議会が、平成25年度からは残り1協議会も原則時間指定となり、担当が連携して相談にあたるようになった。

#### 3 新マイプラン講座の開催

農林水産省が開発した農業経営指標プログラム(試行版)や、パソコン簿記ソフトに付随している各種分析機能を活用し、自身の決算データを使って経営の現状把握や経営改善の取り組み方向について検討を行った。



新マイプラン講座

#### 4 経営高度化個別相談の実施

特に優良な経営を行っている4戸の認定農業者については、香川県農業再生協議会の担い手アクションサポートチームに所属する税理士や県農業会議（同協議会担い手部会事務局）と連携し、詳細な経営分析や今後の経営方向について、各3回の個別相談を行った。



経営高度化個別相談会

### ●普及活動の成果

1 認定農業者数は平成24年度末で576経営体であった。平成25年度中には再認定を受けなかったり諸般の事情による途中辞退や死亡により19経営体が減少したものの、新規認定者は23経営体となり前年より4経営体増加の580経営体と4年ぶりに増加に転じた。

表—1 東讃管内の認定農業者（単位：経営体）

項目 \ 年度	H23年度末	H24年度末	H25年度末
認定農業者数	596	576	580
うち新規認定数	14	18	23

2 経営改善計画作成相談会の実施方法の見直しで、市町担当者、普及センター担当者（栽培技術担当、経営改善担当）などが同席できるようになり、新規認定希望者や再認定希望者に対して経営面・栽培技術面・行政面の多方向からアドバイスが行え、5年後の目標を計画書の中に効率よく落とし込んでいけるようになった。また、農業者から直接、話しを聞くことにより書面からだけではわかり難い詳細な経営内容や方向性について関係者がより具体的に共有できるようになった。

なお、1協議会では認定農業者の再認定にあわせて計画書作成相談会を開催していたが、農業者の要請に対応し開催回数を増やした。

3 新マイプラン講座には、津田会場6名、香南会場8名の計14名の参加があった。今後も行いたい分析項目は、第1位「連続5期分析」、第2位「前年同月対比表」、同「損益分岐点」の順位であった。また、全員が今後の分析は「普及指導員にアドバイスを受けて行いたい」との回答であった。

4 経営高度化個別相談会では、短期間で行える改善項目を選定しPDCAサイクル(Plan、Do、Check、Action)を実施するとともに、数年後を目標とした検討を行った。その結果、経営内容がさらに向上した1戸については、平成26年2月に法人化した。

表—2 経営高度化個別相談数

H23年度	H24年度	H25年度
2戸	3戸	4戸

### ●今後の普及活動の課題

従来は、新規就農者のうち経営改善意欲の高い人を早期に認定農業者へ誘導してきたが、新規就農者を対象とした青年等就農計画制度との関係により新規認定時期が遅れる。一方、経営所得安定対策の見直しによる認定希望者の増加が見込まれるなど、今後の新規認定希望者数は流動的と思われる。

地域の核となる担い手の確保・育成に向け、今後も市町再生協議会を中心として関係機関が連携し、意欲と能力のある農業者を認定農業者に誘導することが求められている。

認定農業者については、経営体ごとに経営の発展段階が異なっており、経営改善期（経営能力）、経営拡大期（新商品開発・マーケティング）、経営拡充期（ネットワーク化・組織化）など各段階に応じた支援が今後も必要である。